

下山時における消毒の実施について ～豚熱対策のお願い～

令和6年9月18日 栃木県農政部畜産振興課

豚熱ウイルスを山林から持ち帰らないよう、下山時の消毒の徹底をお願いします。

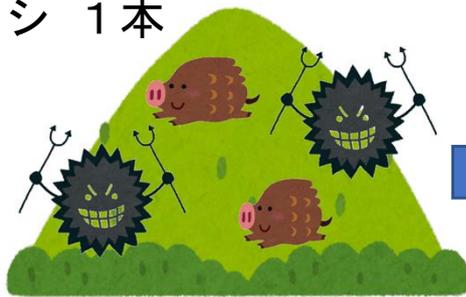
栃木県では、下山時の消毒に際し、毎年、イノシシの有害捕獲実績がある方及び新規に狩猟者登録を受けた方を対象として、消毒資材を配布しておりますので、消毒時に御利用ください。

【配布対象者】

- ・直近1年間でイノシシの有害捕獲実績がある方
- ・初めて栃木県の狩猟者登録を受けた方

【配布資材】

- ・消毒用エタノール 1本（500mL）
- ・泥落としブラシ 1本
- ・噴霧器 1個



【配送時期及び配送先】

- ・イノシシの有害捕獲実績がある方は、原則、各市町を介して資材を配布いたします（10月下旬を予定）。
- ・新規に狩猟者登録を受けた方は、狩猟者登録申請日に応じて、下表（配送スケジュール）を目安に申請書に記載のご住所に送付しますので、受領をお願いします。
- ・併せて、裏面の「豚熱（CSF）ウイルスを拡げないために」を御一読ください。

配送スケジュール

申請日によって、配送時期が変わります。

狩猟者登録申請受理日	配送時期の目安
令和6年9月1日～9月13日	10月下旬
令和6年9月14日～11月1日	11月下旬
令和6年11月2日～令和7年2月15日	随時発送

豚熱 (CSF) ウイルスを拡げないために

豚熱対策のためには野生イノシシの捕獲を強化することが重要である一方、捕獲行為には、野生イノシシへの接触を通じて、豚熱ウイルスを拡散してしまうリスクもあります。

また、豚熱に感染したイノシシは、唾液や糞便によりウイルスをまき散らすため、周囲一帯が汚染されている可能性があります。山林に入った後は、帰宅前に、衣服や猟具、車両などの消毒にご協力ください。

① 靴、手指の消毒

- ・靴底の汚れをブラシ等で落とし、消毒液を噴霧する。手指もアルコール等で消毒する。



② 車両 (タイヤ、荷台、マット、ペダル、ハンドル等) の消毒

- ・タイヤやマットに付着した汚れをできるだけ落とし、消毒液を噴霧する。
- ・消毒薬には逆性石けんや消石灰などがありますが、車両内部は揮発性の高いアルコールでの消毒が推奨される (アルコールに弱い方を除く)。



※ 駐車場所が未舗装で土等の付着が多い場合は、舗装した道路に出た際に再度消毒を実施する。

③ 山林から撤収した荷物の消毒

- ・土等の汚れは捕獲地点でできるだけ落とす。
- ・山林から持ち帰った手荷物は、全て消毒液を噴霧してから車両に積み込む。

【その他】

④ 帰宅後の衣服の洗濯、器具等の洗浄・消毒

- ・作業着、手袋は毎回洗濯する。
- ・使用した器具も血液や土の付着が残らないよう念入りに水洗、消毒する。

⑤ 廃棄物の処理

- ・ゴミは袋に密封した状態で持ち帰り、各市町のルールに沿って処分する。

作業後は、家畜の飼養施設に立ち寄らないようお願いします。